

2016年4月1日スタート

新潟市「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」

ざいりゅう しかく けいえい かんり しんせい ようけん かんわ
在留資格(経営・管理)申請の要件が緩和されます

が い こ く じ ん そ う ぎ ょ う し え ん

外国人の創業を支援!

Deregulation of a "business manager" visa requirement for foreign nationals wishing to start business in Niigata City (period of residence is 6 months)

新潟市の産業の国際競争力の強化と国際的な経済活動拠点の形成を図ることを目的として、外国人起業家の受け入れを促進し、創業を支援します。

(国家戦略特別区域法第16条の6の規定に基づく国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)



新潟市での創業のメリット

1 在留資格の取得要件を入国6か月後までに整えれば、新潟市での創業活動が可能に!

2 創業の計画書の作成から創業まで、新潟IPC財団がサポート!

申請方法

申請書類など、詳しい内容は

検索

問合せ先

新潟市 経済部 産業政策課 海外ビジネス推進室

新潟市中央区西堀通7番町1010番地 古町ルフル5階

TEL: +81-25-226-1620 Mail: trade@city.niigata.lg.jp